

秋田県秋田デジタル親局送信チャンネル変更(リパック)概要



注1: 放送エリアは、電波法令に規定する「放送区域」を表しており地上10メートルの高さで、送信所からの放送波の電界強度が1mV/m以上得られる区域として算出されたものです。
 注2: 放送エリア内であっても、地形やビル陰等により電波が遮られる場合など、視聴できないことがあります。

11月1日～来年10月29日

秋田デジタル親局
送信チャンネル変更
(リパック)



放送局	現ch	新ch
NHK総合	15ch	48ch
NHKEテレ(教育)	13ch	50ch
ABS秋田放送	17ch	35ch
AKT秋田テレビ	21ch	→
AAB秋田朝日放送	29ch	→

[送信側対策]

秋田県では、秋田デジタル親局(秋田市の大森山送信所)を受信している沿岸地区を中心とした広範囲の世帯において、気象現象により稀に新潟県の同一チャンネルのデジタル放送の電波が到来することで、良好な受信環境を確保することが困難となる状態が発生することが判明しています。

同様に、新潟県では、新潟デジタル親局(新潟県弥彦村の弥彦山送信所)を受信している広範囲の世帯において秋田県からの電波が到来し、同じ状態が発生しています。

この受信環境改善を目的として、11月1日(火)から、秋田デジタル親局のNHK総合及びEテレ(教育)並びにABS秋田放送の送信チャンネル変更(リパック)を実施します。

リパック期間は11月1日(火)から来年(2012年)10月29日(月)までの約1年間であり、この間、秋田親局を視聴している皆様にお手持ちのテレビ等受信機のch設定変更を行っていただくため、リパック前ch(現ch)とリパック後ch(新ch)を同時放送するほか、以下の対策を実施します。

- 受信機のch自動設定変更を促進するため、来年1月10日から現chにch切替信号を挿入。
- 受信機のch変更を促進するため、現chの送信出力を徐々に低減。

[受信側対策]

11月1日(火)以降、秋田デジタル親局を視聴しているテレビ等受信機のうちch自動設定変更機能を持っているものは、ch切替信号を受信後、新chを受信するよう設定を自動的に変更します。

ch切替信号を受信しても自動的にch設定変更ができない受信機をお持ちの場合、あるいは、受信機のコンセントを抜いているなどch切替信号を受信できない場合は、ご自分でテレビのch設定を変更する必要があります(ほとんどのテレビはch自動設定変更機能を有しています)。

現chの放送が終了する来年10月29日(月)までに受信機のch設定変更が行われないと、NHK総合及びEテレ(教育)並びにABS秋田放送の放送を視聴できなくなるおそれがあるため、総務省秋田県テレビ受信者支援センター(デジサポ秋田)では、以下の対策を実施します。

秋田デジタル親局のエリア内世帯数(放送局免許申請時)は、約16万7千世帯です。

- 9月下旬、秋田県をはじめとする関係自治体の協力を得て、広報誌等でリパック実施と受信機のch設定方法を周知(複数回を予定)。
- 9月下旬、秋田デジタル親局を視聴している全世帯に周知パンフレットを郵送(複数回を予定)。
- 11月～12月までの間、放送エリア最遠端地区の世帯受信状況を調査。
- 8月1日から電話相談窓口(0120-922-303、平日9:00-21:00、土日祝9:00-18:00)を開設し、視聴者からの問い合わせに対応(来年11月下旬まで)。